

2024年6月25日

お客様各位

出光興産株式会社  
電力・再生可能エネルギー事業部

### 電気需給約款（低圧）等改定のお知らせ

平素は弊社の電力供給サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

5月中旬にお知らせさせていただきました弊社顧客管理システム変更（※）に伴い、「電気需給約款（低圧）」等の文書を一部改定することいたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後ともお客様ニーズに柔軟に対応し、更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようお願いいたします。

（※）弊社顧客管理システム変更のお知らせは、以下 URL からご確認くださいませと幸いです。

[https://denki.idemitsu.com/media/wp-content/uploads/2024/05/mypage-renewal\\_idemitsu.pdf](https://denki.idemitsu.com/media/wp-content/uploads/2024/05/mypage-renewal_idemitsu.pdf)

### 記

#### 1. 適用開始日

2024年7月16日～

#### 2. 改定文書

電気需給約款（低圧）

重要事項説明書

グリーンプラス規約/クルマ特割規約

Sプラン要綱

オール電化プラン要綱

低圧電力プラン要綱

ドライバースプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。

ホームプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。

ビジネスプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。

#### 3. 改定内容

(1) 新旧対比表：別紙をご参照下さい。

(2) 改定後の全文：弊社 HP に掲示しております。

<https://denki.idemitsu.com/terms/list.html>

#### 4. 本件に関するお問合せ先

出光興産「電気お客様センター」

0120-033-364（フリーダイヤル）

【受付時間】9:00-17:30（12月29日～1月3日を除く）

■電気需給約款（低圧）の変更について

変更前	変更後	備考
<p><b>17.料金の算定期間</b> 料金の算定期間は、<u>月の初日から末日までの期間</u>といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、<u>開始日から開始日を含む月の末日までの期間または終了日を含む月の初日から終了日までの期間</u>といたします。なお、電気の供給の開始日と需給契約の終了日が同月の場合の料金の算定期間は、<u>開始日から終了日までの期間</u>といたします。</p>	<p><b>17.料金の算定期間</b> 料金の算定期間は、<u>前月の検針日または計量日（以下「検針日」といいます）から当月の検針日の前日までの期間</u>といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、<u>開始日から直後の検針日の前日までの期間もしくは直前の検針日から終了日までの期間</u>といたします。</p>	<p>算定期間変更 (検針日基準)</p>
<p><b>19.料金の算定</b> (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 (イ)電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合 (ロ)契約電流、契約電力、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合 (ハ)その他当社が適当と判断した場合 (2)=省略=</p>	<p><b>19.料金の算定</b> (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 (イ)電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合 (ロ)その他当社が適当と判断した場合 (2)=現行通り=</p>	<p>契約電流等の変更時の料金適用日の変更(システム仕様変更)</p>
<p><b>20.日割計算</b> 当社は、19（料金の算定）(1)(イ)、(ロ)または(ハ)の場合は、当社が別に定める電気料金要綱により日割計算をいたします。</p>	<p><b>20.日割計算</b> 当社は、19（料金の算定）(1)(イ)(ロ)の場合は、当社が別に定める電気料金要綱により日割計算をいたします。</p>	<p>19(料金の算定)にあわせて変更</p>
<p><b>21.料金の支払義務および支払期日</b> (1)お客様の料金の支払義務は、原則として、<u>料金の算定期間の翌々月の10日</u>に発生いたします。</p>	<p><b>21.料金の支払義務および支払期日</b> (1)お客様の料金の支払義務は、原則として、<u>次の日</u>に発生いたします。 (イ)検針日以降で、一般送配電事業者等から検針の結果等を受領したことにより、当社にて料金の請求が可能となった日。 (ロ)需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日。</p>	<p>支払義務発生日(検針日基準)、および支払期日変更(初回決済日を支払期日とし、支払方法別に表記)</p>

<p>(2)お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3)支払期日は、<u>支払義務発生日から起算して45日目</u>といたします。</p> <p>(4)支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。</p>	<p>(2)お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3)支払期日は、原則として、<u>次の日</u>といたします。</p> <p>(イ)22（料金その他の支払方法）(1)(イ)の場合、<u>支払義務発生日の翌々月6日</u>。ただし、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。</p> <p>(ロ)22（料金その他の支払方法）(1)(ロ)の場合、<u>支払義務発生日から28日経過後、最初に到来する5日・10日・15日・25日・末日のいずれかの日</u>とし、お客様の検針日により異なります。</p>	
<p><b>38.需給契約の変更</b></p> <p>お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込みおよび締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、お客様都合による、頻繁な契約電流、契約容量、契約電力または当社の他の電気料金プランへの変更等には、応じられないことがあります。なお、需給契約の電気料金プランを変更した場合の、変更後の料金の適用開始日は、原則として、<u>電気料金プラン変更日の翌月の初日</u>とし、当月の末日までの期間については、変更前の需給契約が定める電気料金プランによる料金が適用されます。</p>	<p><b>38.需給契約の変更</b></p> <p>お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込みおよび締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、お客様都合による、頻繁な契約電流、契約容量、契約電力または当社の他の電気料金プランへの変更等には、応じられないことがあります。なお、需給契約の電気料金プランを変更した場合の、変更後の料金の適用開始日は、原則として、<u>電気料金プラン変更後の最初の検針日</u>といたします。適用開始日までの期間については、変更前の需給契約が定める電気料金プランによる料金が適用されます。</p>	<p>電気料金プラン変更後の適用開始日変更(検針日基準)</p>

<p><b>別表 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1)～(2)=省略=</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(イ)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、<u>4 月の料金については 4 月に属する検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれ該当する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</u></p> <p>=以下、関西・中国・四国エリアのみ=</p> <p>ただし、最低料金を設定する料金プランについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、<u>4 月の料金については、4 月の検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて、当社が別に定める電気料金要綱の日割計算の算定式を準用して算定いたします。この場合の日割計算対象日数は、それぞれ 4 月 1 日から検針日の前日までの日数と検針日から 4 月末日までの日数と読み替えます。</u></p> <p>=以上、関西・中国・四国エリアのみ=</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>=以下、省略=</p>	<p><b>別表 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1)～(2)=現行通り=</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(イ)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>=以下、関西・中国・四国エリアのみ=</p> <p>ただし、最低料金を設定する料金プランについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>=以上、関西・中国・四国エリアのみ=</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>=以下、現行通り=</p>	<p>料金の算定期間 変更に伴う変更</p>
--	---	----------------------------

**■各電気料金要綱、規約の変更について**

電気料金の算定期間を、現行の歴月基準（当月 1 日～末日）から検針日基準に変更することに伴い、各電気料金要綱（S プラン要綱、オール電化プラン要綱、低圧電力プラン要綱、ドライバーズプラン要綱、ホームプラン要綱、ビジネスプラン要綱）の日割計算の算定式の変更、および、グリーンプラス規約・クルマ特割規約の適用開始日・終了日の変更をいたしました。その他電気需給約款（低圧）の変更に関連する軽微な表現等の修正を実施しております。具体的な変更点につきましては、各電気料金要綱・規約をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上